第2章　東京消防庁のあらまし

第1節　東京消防庁の体制

1－1　東京消防庁のあゆみ

東京の消防は、明治13年６月当時の内務省に公設常備消防機関として「消防本部」が設置されたことに始まります。その後、昭和23年３月「消防組織法」が施行され、自治体消防制度の発足とともに特別区の存する区域の消防行政は、東京都（知事）が一体的に管理することになり「東京消防庁」が設置されました。

一方、多摩地域においては市町村単位に消防の任務を果してきましたが、行政需要の増大等に伴い、東京都は、昭和35年以降逐次消防事務の受託を開始し、現在、受託市町村数は25市３町１村となっています。

写真92　東京消防庁本部庁舎

1－2　消防の業務

消防は、都民の生命、身体及び財産を災害から守るために、火災の予防、警戒及び鎮圧をはじめ交通事故や労災事故等における救助、救急業務を行っています。

また、震災対策、水防活動、その他都民生活の安全を守る業務など、幅広い分野にわたって防災活動を実施しています。

1－3　消防体制

東京消防庁は、本部のもと消防方面本部10、消防署81、消防分署３、消防出張所208に、職員18,408人を擁し、また、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車、消防艇、ヘリコプターなど近代装備を有する消防車両等1,974台を配置して災害に備えています。

第1-2図	組織

組　織

✢　消防本部

- 消防本部
  - 企画調整部
    - 企画課
    - 財務課
    - 広報課
    - オリンピック・パラリンピック準備室
  - 総務部
    - 総務課
    - 経理契約課
    - 施設課
    - 情報通信課
  - 人事部
    - 人事課
    - 服務監察課
    - 職員課
    - 厚生課
  - 警防部
    - 警防課
    - 救助課
    - 特殊災害課
    - 総合指令室
      - 多摩指令室
  - 防災部
    - 防災安全課
    - 震災対策課
    - 水利課
    - 消防団課
  - 救急部
    - 救急管理課
    - 救急医務課
    - 救急指導課
  - 予防部
    - 予防課
    - 危険物課
    - 査察課
    - 調査課
    - 防火管理課
  - 装備部
    - 装備課
    - 装備工場
    - 航空隊
  - 消防学校
    - 校務課
    - 教養課
  - 消防技術安全所
    - 消防技術課
    - 装備安全課
    - 危険物質検証課
    - 活動安全課

（平成29年４月1日現在）

✢ 消防方面本部

- 消防方面本部（10本部）
  - 指導係
  - 警防装備係
  - 訓練係
  - 防災係
  - 消防救助機動部隊（第二、第三、第六、第八及び第九消防方面本部に限る。）

✢ 消防署

- 消　防　署（81署）
  - 総　務　課
    - 管　理　係
    - 経　理　係
    - 消防出張所（208所）
  - 警　防　課
    - 防災安全係
    - 消　防　係
    - 救　急　係
    - 機械装備係
  - 予　防　課
    - 防火管理係
    - 査　察　係
    - 予　防　係
    - 危険物係
  - 消防分署（3分署）

第1-1表　人員（平成29年4月1日現在）

消防総監	消防司監 消防正監	消防監 消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長 消防士	その他の職員	合計
1人	21人	407人	1,507人	4,495人	4,933人	6,620人	424人	18,408人

第1-1図	東京消防庁管轄区域（平成29年4月1日現在）

凡　　例	
―・―・―・―	県境界線
――――	方面本部境界線
- - - - - -	署境界線
･･････	市町村境界線
◎	東京消防庁本部
⊙	消防方面本部
●	消防署
○	消防分署、消防出張所
■	消防救助機動部隊
△	航空消防救助機動部隊
⬭	受託外市

埼玉県
千葉県
神奈川県
第一方面
第二方面
第三方面
第四方面
第五方面
第六方面
第七方面
第十方面
清瀬
（東久留米市）
東久留米
（西東京市）
西東京
武蔵野
（武蔵野市）
（三鷹市）
三鷹
（調布市）
調布
狛江
（狛江市）
成城
石神井
練馬
光が丘
志村
赤羽
王子
西新井
足立
金町
千住
尾久
板橋
滝野川
池袋
豊島
荒川
本田
向島
日本堤
上野
浅草
本所
城東
江戸川
小岩
葛西
深川
荻窪
野方
杉並
中野
新宿
牛込
小石川
本郷
神田
麹町
四谷
赤坂
丸の内
日本橋
京橋
渋谷
麻布
芝
臨港
高輪
世田谷
目黒
玉川
荏原
品川
大井
田園調布
大森
矢口
蒲田
N

写真 93	普通ポンプ車

普通ポンプ車

多様化する消防活動に対応するため、各種資器材の積載能力を増大させたセミボックス型の車両で、電動を含め 2 台のホースカーを装備しています。

水槽付ポンプ車

火点直近に部署し、早期に放水態勢（クイックアタック）を整えるため、容量 2,000 Ｌの水タンクを装備するとともに、軽量ホースカー、各種資器材等を装備しています。

写真 94	水槽付ポンプ車

写真 95	化学車

化学車

危険物火災へ対応するため、容量 1,500 Ｌの水タンクと容量 150Ｌの泡剤タンクを 2 槽設けるとともに、泡剤混合装置や車上から泡放射可能な放水銃を装備しています。

小型ポンプ車（ホースカー付）

狭隘道路地域における消防活動に対応するため、車両の小型化を図り、最小回転半径を小さくした車両で、軽量ホースカー、各種資機材等を装備しています。

写真 96	小型ポンプ車（ホースカー付）

写真 97	山岳救助車

山岳救助車

山岳救助活動時に使用することを目的とした車両で、フロントバンパー内側に電動ウインチを装備し、車両屋根にバスケットストレッチャーが積載可能なルーフラックを設けるとともに、各種活動用資器材を装備しています。

はしご車

高層建物での火災等に対応するため、30ｍの４連はしご装置を有する車両で、許容荷重2,700Ｎ（定員3名）のバスケット装置、伸縮水管、リモコンノズル等を装備しています。

写真 98	はしご車

写真 99	救助車Ⅱ型

救助車Ⅱ型

交通事故等の各種救助事象に対応するため、多種多様な救助資器材を積載した車両で、ウインチ装置、発電装置、昇降式照明装置等を装備しています。

救急車

各種救急事案に対応するため、救急隊員が傷病者に対し車内で必要な処置を行うことができる十分なスペースを確保するとともに、ストレッチャー、防振架台及び各種救急資器材を装備しています。

写真 100	救急車

写真 101	特殊救急車

特殊救急車

感染症の疑いのある傷病者の搬送及び搬送中の救急処置を目的とした車両です。

運転室と傷病者室の間に高気密の開閉式隔壁及び陰圧装置を設け、傷病者室内の汚染された空気を殺菌してから車外に排出するとともに、重体重用ストレッチャー、防振架台及び各種救急資器材を装備しています。

消防活動二輪車

高速道路及び山岳地域等において、二輪車の機動性を活かし、いち早く災害現場に到着し対応するため、可搬式消火器具、簡易救助器具等、各種必要な資器材を装備しています。

写真 102　消防活動二輪車

写真 103　消防艇（ありあけ）

消防艇（ありあけ）

船舶火災や河川での災害にも対応可能な化学消防艇です。

高所から放水することと、喫水線上高さを低く抑えることを両立するため、放水塔及びマストを起倒式としています。

放水砲を 4 基、毎分 30,000Ｌ以上放水可能な消防ポンプを装備しています。

消防ヘリコプター

上空からの消火活動、救助活動、情報収集や救急患者搬送を行う高出力中型ヘリコプターです。

オートホバリング（自動空中静止）機能や救急用担架装置を備えるとともに、容量 1,800Ｌの消火用タンクを取り付けることができます。

また、地震被害判読システムを有しており、機上で撮影した静止画と災害所在地を地図上に貼りつけて特定することが可能です。

写真 104　消防ヘリコプター

1－4　消防車両等の配置状況

東京消防庁においては、ポンプ車、化学車、はしご車など、1,974 台の消防車両等（他機関が所有する車両等は含まない。）を有していますが、各方面別の主な消防車両等の配置状況は次のとおりです。

第 1-3 図　主な消防車両の配置状況（平成 29 年 4 月1日現在）

東京消防庁管内

ポンプ車	489 台
はしご車	86 台
化学車	48 台
消防艇	9 艇
救急車	251 台
救助車	29 台
救助車(震災対策用)	4 台
救助車(航空機積載用)	2 台
水難救助車	4 台
山岳救助車	5 台
特殊災害対策車	18 台
救出救助車	1 台
消防活動二輪車	20 台
ヘリコプター	7 機
救助用重機	8 台
道路啓開用重機	6 台

第八方面

消防署（15）

ポンプ車	83 台
はしご車	15 台
化学車	5 台
救急車	40 台
救助車	3 台
水難救助車	1 台
特殊災害対策車	2 台

消防救助機動部隊（1）

化学車	1 台
救助車	1 台
救助車(震災対策用)	1 台
救助車(航空機積載用)	2 台
特殊災害対策車	1 台
救助用重機	2 台
道路啓開用重機	2 台

第九方面

消防署（8）

ポンプ車	48 台
はしご車	8 台
化学車	6 台
救急車	32 台
救助車	4 台
山岳救助車	5 台
特殊災害対策車	1 台
消防活動二輪車	4 台

消防救助機動部隊（1）

ポンプ車	1 台
救助車(震災対策用)	1 台
特殊災害対策車	3 台
救助用重機	2 台

第四方面

消防署（7）

ポンプ車	51 台
はしご車	8 台
化学車	2 台
救急車	26 台
救助車	2 台

第三方面

消防署（5）

ポンプ車	42 台
はしご車	5 台
化学車	1 台
救急車	22 台
救助車	2 台
消防活動二輪車	4 台

消防救助機動部隊（1）

ポンプ車	1 台
救助車	1 台
特殊災害対策車	3 台

航空救助機動部隊

ポンプ車……1台
救助車……1台
ヘリコプター……（注）

（注）当庁が所有するヘリコプター7機を災害に応じて機動的に運用している。

救急機動部隊

救急車……2台

※時間帯により救急需要が高まる地域へ待機場所を変更し、機動的に運用している。

第十方面

消防署（5）

ポンプ車……32台
はしご車……5台
化学車……4台
救急車……18台
救助車……3台
特殊災害対策車……1台

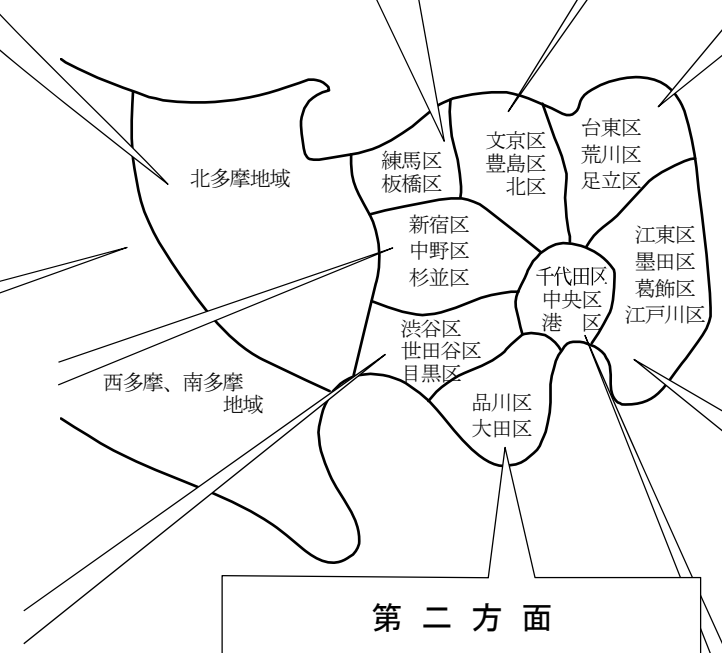

第五方面

消防署（7）

ポンプ車……40台
はしご車……7台
化学車……2台
救急車……16台
救助車……1台
特殊災害対策車……1台
消防活動二輪車……2台

第六方面

消防署（8）

ポンプ車……48台
はしご車……8台
化学車……4台
救急車……24台
救助車……2台
水難救助車……1台
特殊災害対策車……1台
消防活動二輪車……2台

消防救助機動部隊（1）

ポンプ車……1台
化学車……1台
救助車……1台
救助車(震災対策用)……1台
特殊災害対策車……1台
救出救助車……1台
救助用重機……2台
道路啓開用重機……2台

第七方面

消防署（9）

ポンプ車……57台
はしご車……10台
化学車……11台
救急車……36台
救助車……4台
水難救助車……1台
特殊災害対策車……1台
消防活動二輪車……4台

第二方面

消防署（7）

ポンプ車……45台
はしご車……7台
化学車……6台
救急車……21台
救助車……1台
水難救助車……1台
特殊災害対策車……1台
消防活動二輪車……2台

消防救助機動部隊（1）

ポンプ車……1台
化学車……1台
救助車……1台
救助車(震災対策用)……1台
特殊災害対策車……1台
救助用重機……2台
道路啓開用重機……2台

第一方面

消防署（10）

ポンプ車……38台
はしご車……13台
化学車……4台
消防艇……9艇
救急車……14台
救助車……2台
特殊災害対策車……1台
消防活動二輪車……2台

第2節　東京消防庁の主要事業と予算

平成 29 年度の東京都一般会計予算は 6 兆 9,540 億円で、前年度と比較して 0.8%減少し、都債の償還などを除いた一般歳出は、0.6%の減少となっています。

平成 29 年度予算は、企業収益の減により前年度に比べて減少していることに加え、都財政は、そもそもが景気の変動に左右されやすい特徴的な構造にあります。

一方で、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた準備の更なる加速をはじめ、急速に進行する少子高齢化への対応や、災害に強いまちづくりを推進するなどハード・ソフト両面での様々な課題に果敢に取り組み、都政に課された使命を確実に果たしていかなければなりません。

こうした取組を将来にわたり安定的・継続的に進めていくためには、施策の効率性や実効性を向上させる自己改革を不断に行い、中長期的な視点から備えを講じるなど、将来を見据えた財政運営を行っていく必要があります。

そのため、平成 29 年度予算は、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、「新しい東京」の実現に向けた改革を強力に推し進め、明るい未来への確かな道筋を紡ぐ予算と位置づけ編成しました。

このような状況下での当庁の予算は、消防行政の運営および施設等の整備に関する経費として、2,491 億 100 万円が計上されており、都の一般会計に占める割合は 3.6%となっています。

東京消防庁は、今後、より一層安全で安心な生活を望む都民の期待に応えるため、都民ニーズや社会状況の変化に伴う諸課題に迅速に対応するとともに、事業の有効性を厳しく分析・検証し、より質の高い消防行政に取り組むこととして、次のような事業を行っています。

2－1　主要事業の内容

1　大規模・複合災害に備えるとともに、迅速な人命救助、消火活動により、都民生活の安全・安心を高める

⑴　震災初動体制の強化
⑵　大規模災害対策等資器材の充実
⑶　消防活動対策の充実
⑷　消防水利の整備
⑸　消防団装備資機材の整備等
⑹　消防車両等の整備
⑺　消防艇の整備
⑻　航空消防体制の充実強化

2　適正な救急処置と医療機関への迅速な搬送により、都民生活の安全・安心を高める

⑴　救急活動体制の充実強化
⑵　救急相談センター事業
⑶　救急車の適正利用広報の充実

3　自助及び共助を促進することにより、火災や事故を未然に防ぐとともに、災害時の被害の軽減を図る

⑴　都民防災教育等の推進
⑵　消防広報の推進

4　防火対象物等の危険実態に即した総合的な防火安全対策を推進し、都民が安心して暮らせるまちを創る

⑴　消防技術者講習等の推進

⑵　火災予防体制の推進

5　活動基盤の整備、組織運営の効率化及び人材育成の推進により、消防行政を着実に展開する

⑴　消防署所の整備等

⑵　勤務環境の整備

⑶　情報通信体制の整備

⑷　情報処理体制の整備

⑸　多都市間の実務的協力事業に基づく救助技術研修

⑹　職員の教養

⑺　職員の増員

2−2　消防の予算

東京消防庁の平成 29 年度歳入歳出予算額は、次のとおりです。

第 2-1 表　歳入予算　（単位：千円）

科目 款	平成 29 年度	平成 28 年度	増（△）減 金額	増減率（%）
分担金及負担金	200	−	200	−
使用料及手数料	362,259	371,578	△9,319	△2.5
国庫支出金	749,317	701,917	47,400	6.8
財産収入	619,569	605,093	14,476	2.4
繰入金	3,893,585	4,402,955	△509,370	△11.6
諸収入	45,888,976	45,984,390	△95,414	△0.2
都債	7,880,000	5,970,000	1,910,000	32.0
合計	59,393,906	58,035,933	1,357,973	2.3

第 2-2 表　歳出予算　（単位：千円）

科目 款	項	平成 29 年度	平成 28 年度	増（△）減 金額	増減率（%）
消防費		249,101,000	256,723,000	△7,622,000	△3.0
	消防管理費	193,479,000	194,643,000	△1,164,000	△0.6
	消防活動費	22,651,000	22,075,000	576,000	2.6
	消防団費	4,067,000	3,722,000	345,000	9.3
	退職手当及年金費	9,943,000	15,635,000	△5,692,000	△36.4
	建設費	18,961,000	20,648,000	△1,687,000	△8.2
東京都一般会計予算額		6,954,000,000	7,011,000,000	△57,000,000	△0.8

$$\frac{\text{消防費}}{\text{東京都一般会計予算額}} = \frac{249,101,000\text{千円}}{6,954,000,000\text{千円}} \times 100(\%) = 3.6\%$$

第 2-3 表	歳出予算性質別比較	（単位：千円）

区　　分		平成 29 年度		平成 28 年度		増（△）減	
		予算額	構成比（%）	予算額	構成比（%）	金　額	増減率(%)
給与関係費		193,868,711	77.8	200,750,260	78.2	△6,881,549	△3.4
	人件費	120,161,885	48.2	120,297,095	46.9	△135,210	△0.1
	退職手当	9,722,570	3.9	15,373,824	6.0	△5,651,254	△36.8
	その他給与関係費	63,984,256	25.7	65,079,341	25.3	△1,095,085	△1.7
事業費		55,232,289	22.2	55,972,740	21.8	△740,451	△1.3
合計		249,101,000	100.0	256,723,000	100.0	△7,622,000	△3.0

第3節　東京消防庁重点施策

平成 28 年 12 月、東京都において、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の 3 つのシティの実現及び東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、「都民ファーストでつくる「新しい東京」～２０２０年に向けた実行プラン～」が策定されました。

東京消防庁においても、東京都の動向及び 3 年後に開催を控えた東京２０２０大会を踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策を東京消防庁重点施策として 6 項目策定しました。さらに、東京消防庁重点施策の実現に向けて、各施策における平成 29 年度の推進項目を策定しました。

3－1　重点施策 第１
東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心

＜平成 29 年度の推進項目の背景＞

東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京２０２０大会」という。）の開催を控え、セーフ シティの実現に向け、当庁においては、東京消防庁東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策推進本部を中心として、挙庁体制での更なる取組の加速化を進めることが重要です。

このことから、大会会場等を含めた都内全域における万全な警戒体制を構築するため、映像位置情報共有システム等のＩＣＴ技術を活用した資器材の導入を推進します。

また、大会開催に向けて様々な国籍、様々な母国語の外国人来訪者の増加が見込まれることから、外国文化に対する教養や意思疎通資器材の活用など、多言語化に向けた取組を促進する必要があります。

さらに、東京２０２０大会関連施設の整備に伴う各消防署への事前相談が本格的に開始されており、限られた時間の中で、スピード感のある対応と防火安全性の確保が求められます。

一方、急増が予想される観光客等に安全・安心な滞在環境を提供するためには、東京２０２０大会に向けて計画的に防火査察を実施していく必要があります。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心に繋げます。

＜推進項目＞

○　警戒体制の確立による都内全域における安全・安心の確保
○　火災予防対策等の推進による建物の安全・安心の確保

3－2　重点施策 第２
各種災害に対応できる消防活動体制の充実強化

＜平成 29 年度の推進項目の背景＞

近年、諸外国においては、国際会議やオリンピック等の大規模イベント開催時期を標的とした同時爆破テロが多発しており、東京においても発生危険が高まっていることから、関係機関と連携し、テロ災害に対する救出救助体制を整備する

必要があります。

また、港湾部等の水上消防活動体制の強化のため、新型消防艇（タグボート型）が平成 29 年度末に導入されることから、消防艇の効果的な運用方策の検討や海技従事者に対する教育体制を整備する必要があります。

さらに、近年の気象変化に伴い、局地的大雨や台風により、他県において河川の決壊等による浸水被害が多発しており、東京消防庁管内においても中小河川の水防活動体制の強化を図る必要があります。

このほか、大規模危険物施設での火災や金属火災への対応力を強化するため、各種訓練や関係事業所との連携を通じて安全対策を推進し、被害の最小化を図ることが重要です。

今後 30 年間で約 70%の確率で発生が懸念される首都直下地震等の大規模複合災害に対して、効果的な消防活動を実施するためには、情報収集体制の充実強化を図るとともに、新資機材等を活用した実戦的訓練及び各部隊との連携訓練を実施することなどにより、総合的な対応能力の強化を推進していく必要があります。これら様々な災害に迅速的確に対応するため、引き続き訓練を重ね、培ってきた知識・技術を更に向上させる必要がある一方で、訓練や災害活動中の事故の絶無に向けた取組みを継続して実施することも重要です。

また、木造住宅密集地域においては、水利不足の地域が多く、震災時の火災では市街地大火となる可能性が危惧されており、消防水利の整備、確保を図る必要があります。

さらに、地域防災の要である消防団は、女性や学生を含めた消防団員募集広報による入団促進、地域特性に応じた教育訓練、各種装備資器材等の整備を推進し、災害対応力の充実強化を図ることが重要です。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、消防活動体制の充実強化を図ります。

＜推進項目＞

- ○　テロ災害に対する救出救助体制の充実強化
- ○　水上消防体制の充実強化
- ○　局地的な豪雨災害等に対する消防活動対策の充実強化
- ○　大規模危険物施設等に対する安全対策の充実
- ○　大規模・複合災害時における消防活動能力等の強化
- ○　災害実態に迅速・的確に対応する消防活動能力の強化
- ○　安全管理を徹底した活動の推進
- ○　震災時等における情報収集体制の充実強化
- ○　木造住宅密集地域を重点とした震災対策の推進及び水利整備・確保の推進
- ○　消防団の災害対応力の充実強化

3－3　重点施策 第３
救急需要の増大を踏まえた救急体制の充実強化

＜平成 29 年度の推進項目の背景＞

平成 28 年中の救急出場件数は 77 万件を超え過去最多となりました。

高齢化の進展等により、今後、高齢者の搬送を含めた救急需要は更なる増加が

見込まれており、迅速な救急搬送体制を維持するためには、救急車の現場到着時間の短縮に向けて、関係機関と連携し、迅速な受入れ体制を構築するとともに、救急車の適正利用に向けた各種施策の一層の理解と周知が必要です。

また、高度・多様化する救急需要に対応するため、処置範囲拡大の技術認定を受けた救急救命士を養成するとともに、救急需要の増加に対しては交替乗務等の救急隊員の労務管理を実施することが重要です。

救急相談センターについては、更なる認知率向上のため、「＃7119」を前面に押し出し、より積極的な広報を展開するとともに、取りきれない電話の低減と救急相談業務の医学的質の向上を図り、より多くの都民に安心を提供できる救急相談体制を強化する必要があります。

さらに、年々救急現場における外国人旅行者への対応件数が増加している中、救急車を要請する前段階の外国語対応について整備を進め、外国人旅行者に対して安心を提供すると同時に救急車の適正利用を推進していくことは重要です。

一方で、バイスタンダーの応急手当は傷病者の救命に大きくかかわることから、事業所、学校、商店街等へ応急手当の普及を積極的に推進し、地域全体の応急救護体制を強化し、都民が安全に暮らせるまちづくりに繋げていく必要があります。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、救急体制の充実強化を図ります。

＜推進項目＞

- ○　救急活動体制の充実強化
- ○　救急車の適正利用の促進
- ○　応急手当の普及促進

3－4　重点施策 第４
災害時の被害軽減に向けた地域防災力の向上

＜平成 29 年度の度推進項目の背景＞

震災等の災害に強いまちづくりを推進するためには、地域防災力の向上が不可欠です。引き続き、年間防火防災訓練参加者数200万人以上を目標に防火防災訓練を強力に推進するとともに、防火防災訓練参加者の固定化、訓練未実施地域の存在などの課題の解消のため、人が多く集まる場所などで誰もが気軽に参加しやすく、魅力ある訓練を都民に提供をしていく必要があります。

あわせて、総合防災教育未実施校に対し実施を働きかけるとともに、ＰＴＡや消防団など地域と連携した総合防災教育を推進することが重要です。

また、家具類の転倒・落下・移動防止対策を全く実施していない世帯が３割弱いるなど、今後も無関心層等に重点を置いた取り組みを推進する必要があります。

一方、住宅火災の死者に占める高齢者の割合は依然高く、今後も関係機関と連携し、要配慮者の居住環境の安全対策を進めるとともに、住宅用火災警報器の条例どおりの設置促進、適正な維持管理を周知し、住宅火災の被害低減を推進する必要があります。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、総合的な防火防災対策を推進します。

＜推進項目＞

○　防火防災訓練の推進による都民の防災行動力の向上
○　長周期地震動等における室内安全対策の推進
○　要配慮者（高齢者・障害者等）を住宅火災等から守るための取組の推進
○　住宅火災対策・都民生活事故による被害低減対策の推進
○　総合防災教育による防災対策の推進

3－5　重点施策 第５
火災予防対策の推進による建物の安全性の向上

＜平成 29 年度の度推進項目の背景＞

高齢者福祉施設において、夜間など施設内の限られた職員により火災発生時の初期対応を行うためには、日頃の訓練が重要です。

また、ターミナル駅などの地下連絡通路等で接続された防火対象物では、大規模地震等が発生した際に、都民・来訪者に混乱が生じないよう駅及び駅周辺施設の安全体制を構築する必要があります。

一方で、都民の方々が建物の安全性を判断して利用できるように、防火上優良な建物などの「建物の安全・安心情報」の発信の強化を図ることが重要です。

さらに、危険性の高い防火対象物の安全を確保するため、積極的な防火査察を推進するとともに、法定点検、自衛消防訓練などにより、関係者自らが防火上の安全性を向上させることが必要です。

また、消防法令の改正により新たに消防用設備等の設置が必要となった社会福祉施設等に対しては経過措置期限までに法令に沿った設置又は改修を行うよう指導し、入所者等の安全を確保することが重要です。

加えて、近年、「民泊」をはじめ、新しい利用形態の施設が潜在しており、これらの施設の安全を確保するためには、施設の利用形態など実態の把握が重要であり、保健所、関係機関等との情報共有等を図り、連携した防火安全指導を実施する必要があります。

あわせて、正確な火災調査結果を基にした同種火災の未然防止を図ることや危険物施設関係者による自主保安管理体制の強化などにより、都民の安全・安心に繋げることが重要です。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、防火対象物等の防火安全対策を推進します。

＜推進項目＞

○　高齢者福祉施設等に対する自衛消防訓練指導の強化
○　広域的な総合防火安全対策
○　建物の安全・安心情報の発信の強化
○　防火査察及び自主防火の推進による安全・安心の確保
○　社会福祉施設等に対する遡及事務の推進
○　防火対象物の新たな利用形態に応じた火災予防対策の推進
○　危険物を取り扱う施設の安全対策の推進
○　火災調査結果を反映した火災予防対策の推進

3－6 重点施策 第６
都民の期待に応える職員の育成及び組織運営の推進

＜平成 29 年度の推進項目の背景＞

広報活動については、都政改革における都民ファーストの視点及び情報公開と密接に関連しており、各種ツールを用いて外国人を含め、消防・防災情報の提供を推進していく必要があります。

また、消防車両の運行にあたり、職務内交通事故の防止や機器損傷事故の軽減を図り、信用失墜や事故による業務の停滞を防ぐことは重要です。

さらに、大量退職期を契機とした世代交代によって組織の若年化が進み、職員構成は大きく変化するとともに、東京２０２０大会の開催に伴う行政需要の変化に対応した組織力強化が求められるなど、当庁が早急に対応すべき人材育成面の課題も多岐にわたっています。このことから、第三次東京消防庁人材育成基本方針において示された、「消防司令補の重点的育成」「女性職員の更なる活躍の推進」「ヒューマンエラーによる事故防止」「的確な時勢への対応」の４つの重点方針を推進するため、様々な方策により人材育成を図っていくことが重要です。

また、組織力の維持・向上は、質の高い都民サービスに不可欠であることから、各職級や各世代等の課題に合わせた育成方策及び体制の整備が求められるとともに、職員自らの参画意識を高めていくことも必要です。

加えて、職員の職務実践能力を向上するためには、所属教養推進者を中心とした署内横断的な所属教養や一般職非常勤職員の活用による日々の指導並びに職員自身の自己啓発も重要です。

さらに、予防業務に関しては、予防実務者の若年化が進んだことにより、経験不足に起因するとみられる予防業務における不適正な事務処理が発生するなど、実務能力の向上が急務となっています。

一方で、科学的見地に立脚した検証で得られた成果を直接都民に情報発信することで、都民の安全・安心に寄与することが重要です。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、職員の育成及び効率的な組織運営を推進します。

＜推進項目＞

- ○　都民の意識や行動に働きかける政策広報の展開
- ○　消防車両等の安全運行対策の推進
- ○　消防業務における女性の活躍推進
- ○　職員の声を幅広く収集する仕組みの充実
- ○　職務、階級等に応じた職員の育成及び人材活用
- ○　予防実務者の人材育成及び予防行政の適正執行の推進
- ○　職員を育成するための体制整備
- ○　科学的見地に基づく業務執行